

令和 5 年 3 月 14 日

薬 局 各 位

静 岡 県 薬 剤 師 会

### 薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の交付について

「令和 4 年度（令和 5 年度への繰越分）薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業委託費の交付について」（令和 5 年 2 月 28 日付け厚生労働省発薬生 0228 第 46 号）6（8）において、間接補助金を間接補助事業者（薬局等）に交付する場合は、令和 4 年度（令和 5 年度への繰越分）薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業委託費交付要綱 6（交付の条件）を付さなければならないとされています。

本事業による補助の申請に当たっては、特に、以下の点に留意してください。

なお、交付要綱は静岡県薬剤師会ホームページに掲載しております。

#### 6（交付の条件）

本事業における交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （4）事業の遂行及び支出状況について静岡県薬剤師会の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- （5）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を委託費の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。